

【論説】

イギリス契約法における黙示条項法理の新たな展開

— Belize Telecom 事件から M&S 事件 —

山口 裕博

- 一 はじめに
- 二 Belize Telecom 事件
- 三 Belize Telecom 事件以降の黙示条項に関する下級審判例
- 四 M&S 事件
- 五 むすびに代えて

一 はじめに

イギリス法における契約解釈は、ヨーロッパの他の国の法制度におけるそれとは少なからず異なり、予見可能な性格を反映していて、イギリス契約法を価値あるものとする一要因となっているともいえるが⁽¹⁾、一人孤高を誇ることは許されず、ICS 事件⁽²⁾における Hoffman 卿の契約解釈テーゼの提示を契機として、次第に事件の事實的基盤の考慮や目的的解釈の影響を次第に受け入れる姿勢を顕著に示している⁽³⁾。

Hoffman 卿が当初対象としたのは契約書における明示条項の解釈であるが、イギリス法上それと区別され別異の解釈方法が採用されている契約条項の黙示については⁽⁴⁾、Hoffman 卿が Belize Telecom 事件⁽⁵⁾において、自らの契約解釈テーゼの射程距離はこうした区別を超えて契約解釈に近接する事実に基づく黙示条項の領域にも波及し、契約条項の黙示は契約解釈のプロセスの一部であるとの考え方を示した。

Hoffman 卿は、契約の解釈における裁判所の役割は、係争対象の契約条項を改善することでも、公正かつ合理的な新たな契約条項を導入することで

もなく、提示された条項の意味するものを明らかにすることに限定されており、裁判所が発見しようとする契約の客観的意味は、ICS 事件⁽⁶⁾で示したように、とりもなおさず両当事者の意思のことであるとした⁽⁷⁾。契約解釈の客観的アプローチを具現化する通常人 (reasonable man) が、それまで契約解釈と契約条項の黙示との中間に位置していた「お節介な傍観者」(officious bystander)⁽⁸⁾に取り換えられたため、契約解釈と契約条項の黙示との区別も曖昧なものになっている⁽⁹⁾。

契約解釈に関する Hoffman 卿の提言はその後の判例において権威的なものとして受容され、それを前提にすることは当然視されているが、今日でも契約条項の解釈に関する法原則は絶えず法的論争的になっており、流動的ですからある。控訴院および枢密院司法委員会は、Belize Telecom 事件を契機に黙示条項法理の果たすべき役割に焦点を当てた議論を行い、Hoffman 卿は、黙示条項を法規範に基づいて契約の隙間を埋めるとする伝統的な理解に代え、黙示条項の認定に関する新たな法理を明らかにしたが、この法理自体、その後の展開の中において、必ずしも確立された安定的なものとなっておらず、むしろ契約解釈を通じて裁判所が契約に取り残された隙間を埋める作業を行う基準とすることに揺るぎが生じているともいえる。

Belize Telecom 事件以降、契約条項の黙示に関する法理は、明確かつ単一の判断基準を採用するとされることになったが、関連する背景に照らして特定の契約を解釈する作業は逆に不明確な度合い一層深める事態を招いているといえるのであり、そのことは同判決以後に下されたところをみれば明らかである。本稿では、事実に基づく黙示条項に関する Belize Telecom 事件以降の判決を検討することにより、契約の解釈における黙示条項法理の動向を検討するものである。

二 Belize Telecom 事件

イギリス契約法において契約条項の黙示は、明示規定が契約締結時における当事者の意思を適切に反映しておらず、契約起案上の隙間が発生しているとして裁判所にそれを埋めることを請求した場合に問題となり、例外的に認められてきている。この黙示条項法理は長い歴史を辿って形成されてきてお

り⁽¹⁰⁾、制定法により黙示される条項と裁判所により黙示される条項とに大別され、後者はさらに、雇用契約⁽¹¹⁾、土地の所有権および賃借権に関する契約に代表される特定の契約類型に認められる法的に黙示されるものと事実上黙示されるものとに区分されている⁽¹²⁾。後者の法理の展開は、黙示条項の判断基準としてビジネス効率性を提示する 1889 年の The Moorcock 事件⁽¹³⁾を嚆矢とする。

Hoffman 卿が Belize Telecom 事件で新たな黙示条項法理を展開する以前に、裁判所が契約書に一定の意味を持ち込むことを可能とする判断基準として承認されていたものは、Simon of Glaisdale 卿が示した相互に重複する要件のリストであった⁽¹⁴⁾。

Belize Telecom 事件においては、事実関係そのものよりも Hoffman 卿の示した黙示条項の解釈テーゼが重要性を有している⁽¹⁵⁾、同事件における事実関係の概要を整理しておく。

Belize Telecom 事件で問題となったのは、中央アメリカ北東部に位置するバリーズ国で独占的に電信電話サービスを行っていた公共団体の事業を引き継いだバリーズ電信電話会社の定款および取締役会の選任規定である。同社の規定上、同社発行の普通株式の中で特定種類の株式 37.5%に加えて政府の支配力を保持するために発行された特別株の株式を保有する者は政府選任の一定数の取締役の選任・解任権限を有するとされていた。政府より特別株の株式を引き継いだバリーズ・テレコム社（BT）はこの要件を満たしており二名の取締役を選任したが、同社はその後債務不履行による差押を受けて発行普通株式の特定種類の株式 37.5%保有の要件を満たさなくなった。こうした事態が発生した場合に関する規定は置かれていなかった。

本件の争点は、政府選任の取締役は解任できないとするのが当事者の意思であったのか、もしくは選任資格を有する株主により指名された取締役は、同株主が選任資格要件を満たさなくなった場合には職を辞すべきであったかであった。

特別株の株主であった BT は、二名の取締役は、辞職、死亡、もしくは特別な理由による辞職規定の適用を受ける場合以外は職に留まると主張したのに対して、バリーズ国法務長官は、当該規定の解釈においては、普通株式の必要なパーセンテージを保有する者が指名した取締役は指名者が株式保有要

件を満たさなくなった場合には職を辞することを黙示しているものとされるべきだとする。

Hoffman 卿は、事實的黙示契約条項に関して、契約書は関連する背景に対して全体として読まれた場合に意味するところが相当であるとして理解されるものとする新たな法理を明らかにしたが、こうした考え方を導き出す前提を次のように説明する。すなわち、裁判所の任務は、当事者のために契約を作るかもしくは改善することではなく、解釈することであり、ICS 事件判決で示したように⁽¹⁶⁾、契約解釈に際して裁判所が関心を寄せるものは、当該契約書の名宛人である当事者が通常は利用可能である一切の背景的知識を有している通常人にそれが伝えるであろうと思われる意味で、この客観的意味は伝統的に当事者の意思とされている⁽¹⁷⁾。

Hoffman 卿は、続けて次のように述べている。

「黙示の問題が発生するのは、証書中において何か出来事が生じる場合に何が起こるのかに関して明示的に規定されていない場合である。通常は、何も起こらないと推論される。当事者が何かが起こるとの意思を有していた場合には、当該証書はそのように述べるであろう。従って、証書の明示規定はそのまま機能し続けるべきである。出来事が発生して当事者の一方もしくは他方が損失を被った場合には、損失を負担するのは被害を受けた者である」⁽¹⁸⁾。

「しかしながら、通常の受取人であれば当該証書が何か別異のことを意味していることを理解することもあるであろう。彼は次のように考えるであろう。すなわち、当該証書の他の規定と整合する唯一の意味は、関連する背景に照らして読むなら、何が起こるということである。当該証書は明示的にはそのように述べていないかもしれないが、現実には証書が意味しなければならぬことである。そのような場合、裁判所は問題となる出来事が発生した場合に何が起こるかに関する条項を黙示することになる」⁽¹⁹⁾。

「その結果として、証書中において何らかの条項が黙示されるべきであるとされるあらゆる場合において、裁判所に提起される問題は、そうした条項は当該証書が関連する背景に照らして読まれた場合に意味していると理解されるのが相当であるとされることを明白な文言で説明しようとしているかである。Pearson 卿の発言からお気づきになると思うが、この問題は裁判所が答

えを出すのに有益である様々な方法により定式化できる。すなわち、黙示条項は『言うも愚か』でなければならない、それは『契約に取引上の効率性を与えるに不可欠』でなければならないなどである。しかしこれらのものは、当委員会においては別個の基準または付加的なそれとして取り扱われてはならない。唯一問題となるのは、それが、当該証書が関連した背景に照らして読まれた場合に意味すると理解するのが相当であるかである」⁽²⁰⁾。

Hoffman 卿は、裁判所が契約条項を黙示するための条件として、BP Refinery 事件⁽²¹⁾において Simon 卿が示した以下の要件を満たさなければならないとする。

- 〔(1) 相当かつ公平である、
- (2) 当該契約にビジネス効率性を付与するためには不可欠であり、当該契約がそれを欠く場合には契約条項は黙示されない、
- (3) 言うまでもないものでなければならない、
- (4) 明確な表現ができるものでなければならない、また最後に、
- (5) 契約の明示規定に矛盾するものではない〕⁽²²⁾。

Hoffman 卿は以上の黙示条項法理を踏まえて、次のように判決している。

- (1) ベリーズ電信電話会社の取締役会は同社の関係者の政治的経済的利益を反映するものとして構成されており、発足段階において政府もしくは特別な株主に授権された権限は、その時々々の政府の同社に対する経済的利益に従って念入りに段階が設けられていた⁽²³⁾。
- (2) 政府任命の取締役の役割および電信電話事業への影響力を放棄できるように特別な持ち株数を償還する権限を政府に与える政策を考えた場合には、特別な割合の株式を保有していないので、当該規定は政府任命の取締役が職に留まることができると意味していると解することは相当ではない⁽²⁴⁾。
- (3) 特別な株主は引き続き存在するが、特別な取締役を選任・解任する権限を有するに必要な最低限度の株式を保有していない場合、もしくは株式保有数の変化により同社の取締役会が適切な株主の利益を反映していないことを意味する場合には、株式保有を理由として任命された取締役はその職を辞すとの条項が黙示されるべきである⁽²⁵⁾。

以上の理由から枢密院司法委員会は、特別に任命された取締役はその職に

留まることができないとし、上告を認容した。

この Belize Telecom 事件判決は、実質的には契約条項の黙示に関する法理を骨抜きにし、契約解釈の法理と一体化する効果を及ぼすことになったのであるが、そこで Hoffman 卿が示した見解では、かつては当事者の意図したことの仲介者とされた「お節的な傍観者」を確実に脇に押しやるのであり、同卿は、この「お節的な傍観者」と「取引上の効率性」の基準は異なるものではなく、同じことの表現が異なるだけであるとした⁽²⁶⁾。「お節的な傍観者」は、通常人であれば意味するところを理解することの別の表現であり、「取引上の効率性」が意味するのは、証書の解釈の過程においては、契約条項を黙示することに伴う実際上の結果等、関連する背景を考慮すべきであるということである。

Hoffman 卿は問題の代替的な定式化が独自の意義を有するものとして取り扱う危険性について二つの例を示すとともに⁽²⁷⁾、ビジネス効率性基準については次のように述べている。

「『ビジネス効率性を与えるのに必要である』との文言を証書の基礎的解釈の過程から分離する際に……危険が存在する。契約当事者双方が各自の明示的債務を履行することができるという意味において、契約が完全に機能するということはしばしば事実であるが、[黙示条項を欠くと]その結果は、通常人により契約が意味すると理解されるものと矛盾することになる」⁽²⁸⁾。

お節的な傍観者の基準について Hoffman 卿は次のように述べている。

「黙示的条項は『言うも愚か』でなければならないとの要件は、当該証書は明示的にはそうは述べていないけれども、取りも直さず通常人であればそれが意味すると理解するであろうことである。この要件をさらに多用しようとするれば、実際の契約当事者もしくは当該証書の起案者(または起案者と推定される者)が提案される含意についてどのように考えるのかについてまで視野に入れた解釈全体の情報を提供する客観性から注意をそらす危険を冒すことになる」⁽²⁹⁾。

Hoffman 卿は次のようにも述べる。

「黙示的条項は、直ちに明らかになるという意味で明白である必要はない。……黙示条項がしばしば必要となるのは、必ずしも次のような場合ではない。すなわち、明示規定や背景を注意深く考察すれば、唯一の答えが証書の他の

部分と整合するとしても、発生するかもしれない偶発事を完全には考え抜いていなかったため、複雑な証書の起案者がある出来事についての明示規定を省略した場合である。そのような状況には、現実の当事者がお節介な傍観者に対し、『もう一度それを説明してくれませんか』と述べたかは問題とならない⁽³⁰⁾。

Hoffman 卿は、さらに続けて次のように述べる。すなわち、BP Refinery 事件において明らかにされた判断基準のリストは十二分に考慮されているが、個々のものが充足される必要がある独立した一連の基準としてではなく、様々な方法の集合体としてである。そこでは裁判官が、提示されている黙示条項により当該契約の現実的意味が説明されなければならないとする中心的な考えを表明しようとするか、もしくはそうではないと考えた理由を説明しようとするのである⁽³¹⁾。

Crema v Cenkos Securities 事件⁽³²⁾において、黙示的条項に関する Huffman 卿の見解は書面による契約だけでなく、一部書面一部口頭の契約にも適用されることが明らかにされており、その適用範囲は拡大されているが、Hoffman 卿の示した見解により契約書に黙示される条項を発見することが容易になるとする期待は、その後の判例の展開により打ち砕かれることになった。その代表的判例である Mediterranean Salvage 事件⁽³³⁾においては、契約上明示規定の存在しない事柄については、問題発生が意図されていなかったので、「そうした問題が発生して当事者の一方または他方に損失が発生した場合には、損失が発生したところにおいて損失を負担する」⁽³⁴⁾ことになるとする。同判決では Belize 事件において黙示条項に関して新たに提示された統一的判断基準を踏襲しながらも、契約解釈のプロセスは契約条項を黙示することが認められる敷居は必ずしも低いものではないことが認識されており、「提示された条項を黙示することが必要でなければならない。相当であるというだけでは決して十分ではない」⁽³⁵⁾としている。

三 Belize Telecom 事件以降の黙示条項に関する下級審判例の動向

Belize Telecom 事件は枢密院司法委員会の判決であり、イギリスの裁判所において法的拘束力はなくても高度に説得力は有しているものであったが、

その後の判例には同判決の Hoffman 卿のテーゼを踏襲し、適用範囲を拡大するものもあれば、それとは異なる見解を示すものも見られる。法廷外における論考においては、Hoffman 卿の見解についての意見の対立は一層際立ったものになっており⁽³⁶⁾、さらに同判決が枢密院司法委員会のものであったため、英連邦に属する国の裁判所においても Belize Telecom 事件判決の評価に関する議論が行われている⁽³⁷⁾。

Belize Telecom 事件判決が考察された事件として、次のようなものがある。

① Infection Control Enterprises Ltd v Virrage Industries Ltd 事件⁽³⁸⁾

本件では、病院を発生源とする病気の特定と撲滅に関するコンピュータのソフトウェア開発契約上の著作権の移転が問題となった。原告が被告と本件契約を締結するに至ったのは、原告が訴外会社と締結した契約の不履行が原因であり、被告会社の一名の取締役は同訴外会社社の取締役でもあった。同契約は、「著作権が依頼者に移転する条項について 製品の権限は全額支払により移転する。その時点において、当該ソフトの権限、著作権、及びその他一切の財産権は、(訴外会社)に帰属するものとする」⁽³⁹⁾と規定していた。しかし、新たに締結された契約にはこの条項は含まれていなかった。

原告は、当事者間では当該条項に言及する必要はなかったとする理解が明白であるとし、当該ソフトの著作権者であることの確認を求めて訴えを提起したものである。

高等法院 Chambers 裁判官は、契約が取引上果たしている機能に関する事実類型および契約の関連条項の文言を検討し、Hoffman 卿の発言を引用して、自ら果たすべき職責は「当該契約が意味すると合理的に理解されるべきことは何か」⁽⁴⁰⁾を確定することであるとし、「それは、解釈上の行為であって、創作的行為ではない」⁽⁴¹⁾とする。同裁判官は、本件契約においては、原告のビジネスには二次ライセンスで足りる場合に、著作権譲渡が含まれるべき理由は存在しないとし、次のように述べている。

「複数の取引が考えられているので、一回の取引がなされた場合に著作権の移転があったとされるべきではない。……取引を行う場合には、(原告)は著作権者である必要はなく、二次ライセンスの権利が正に有効になる」⁽⁴²⁾。

Chambers 裁判官は結論として次のように述べている。「(原告)は当該ソ

フトの第三者への譲渡契約以前において、当該ソフトの著作権者であったかまたは著作権を有することになっていたとする条項は、契約上存在していないと考える。特に、当該契約は、支払いを規定するソフトの売買契約が締結されない場合には、（原告）が支払い前に当該ソフトの著作権を取得する旨は規定していないと考える」⁽⁴³⁾。

② Mediterranean Salvage & Towage Ltd v Seamar Trading & Commerce Inc (The Reborn) 事件⁽⁴⁴⁾

本件控訴院判決は、Hoffman 卿のテーゼに関する緊張状態の主な源を提供することになった。本件で Clarke 卿は、Philips Electronique v British Sky Broadcasting Ltd⁽⁴⁵⁾における記録長官 Bingham 卿の判決を支持して引用しており、同判決は、契約に条項を加えることに否定的な推定が存在するとし、契約書面が作成されてそれが当事者間の完全な取引をすべて表記していることが明らかである場合には、推定はさらに強くなるとしている。

本件は、レバノンのチェッカ港からアルジェまでセメントを運ぶために傭船された船名 Reborn に発生した損害に関するものある⁽⁴⁶⁾。原告の船主は、チェッカ港において傭船主により傭船契約中で指定された停泊位置で積み込み中に海中の突起物が船体に貫通したために損害を受け、複数の停泊位置があったので指定停泊位置は安全であることが黙示されている必要があると主張した。これに対して被告傭船主は、当該傭船契約は、Gencon 1994 傭船契約書によるもので、港または停泊位置のいずれかの安全性に関する明示担保の規定は存在しておらず、損失は船主が負担すべきであるとした。

仲裁裁判所判決に対する控訴につき、高等法院商事法廷の Aikens 裁判官は、チェッカ港全体もしくは同港内の指定停泊位置の安全性に関する明示担保が存在しない場合には、船主はビジネス効率性からそのような担保が契約に黙示されることを立証する必要があり、お節介な傍観者であれば当事者から反対の答えを導き出す古典的な事例であるとし、黙示する必要はないと判示した⁽⁴⁷⁾。

控訴院では記録長官 Clarke 卿が法廷意見を述べ、船主の控訴を棄却した。同卿は契約条項が黙示されるかの判断基準となる先例を検討して⁽⁴⁸⁾、黙示される条項は当該契約が機能するのに必要であるかを基準に判断されるとし、

「すべては（契約）状況に掛かっており、取り分け特定の傭船契約の条項を考慮に入れ、担保を黙示する必要があるかが重要である」⁽⁴⁹⁾と述べ、Belize Telecom 事件において Hoffman 卿が行った黙示条項の分析、特に契約条項を黙示する基準が相当性に基づくと判示したことについては、「相当であるだけでは決して十分ではない」⁽⁵⁰⁾とする。

Clarke 卿は、契約条項を黙示する過程において必要性和相当性を区別すべきであるとした上で、契約条項を黙示するのが相当であるだけでは不十分であって、その基準自体、当該黙示条項は契約を機能させるのに必要であるかという、必要性のそれであるとし、「Liverpool City Council v Irwin 事件と Phillips Electronique 事件の意義は、双方ともに必要性の基準の重要性を強調していることである。提案されている黙示条項は当該契約を機能させるために必要であろうか」⁽⁵¹⁾とする。この発言は、実行可能であるかどうかはともかくとして、当事者の合理的期待に効果を付与するために当該条項が必要でなければならないとするもので、Hoffman 卿の分析としっくりいくものではない。

Clarke 卿は、Phelps Electronique Grand Public SA v British Sky Broadcasting Ltd ⁽⁵²⁾において、記録長官 Bingham 裁判官が契約条項を黙示することの難しさや制約を議論していることに賛同し、以下の発言を引用している。

「契約の解釈における裁判所の通常の役割は、不明確性を解消し、もしくは明白な不統一を調整し、当事者自身が契約に表現した言葉に真の意味を与えることである。契約条項を黙示することは、これとは異なる、より一層野心的な企てを伴うのである。すなわち、仮定上は、当事者自身が規定していない事柄を扱う条項を挿入することになる。契約条項を黙示することは干渉的である可能性を秘めているので、法はこうした通常ならざる権限の行使に制約を設けているのである」⁽⁵³⁾。Clarke 裁判官はまた、裁判所は後知恵的に、契約状況と思われるものを反映するのに相応しい契約条項を黙示したくなるものであるが、これは誤りであるとする⁽⁵⁴⁾。

Clarke 卿は本件事実関係に基づき、傭船主が停船位置を指定することになっていたという事実だけでは停船位置が安全であることの担保保証を意味するものではないとし、さらに「(当該傭船契約中のボックス 10 と第 20 条

を)併せて読むと、船主はチェッカ、すなわちチェッカの船舶場所を調査するか、もしくは如何なる停船場所が指定されるかについての一切のリスクを負担するか、のいずれかに合意している」⁽⁵⁵⁾とする。

もっとも Clarke 卿は、判決の理由付けにおいて Belize Telecom 事件において Hoffman 卿の下した分析と結論に符合するように細心の注意を払っている。Clarke 卿の意見によると、Hoffman 卿は、「契約条項の黙示は契約解釈のプロセスの一部であることを強調していても、同卿は、提示される条項を黙示することが必要でなければならないとするしばしば述べられている命題に決して反発している訳ではない」⁽⁵⁶⁾としている。このことから、Clarke 卿の判決が必要性の争点を強調することに戻り、Belize Telecom 事件の Hoffman 卿の判断基準を適用する際には、当該黙示条項が契約を機能させるために実際に必要かを問わなければならないことを示唆しているとする事は議論の余地があるように思われる。

Rix 裁判官は判決を要約して、次のように述べている。

「……その推論もまた適用されるように思われる。すなわち、港に関する安全性の担保責任が存在しない場合には、明示の担保責任が存在不存在であると停泊場所に関する一切の担保責任も存在しないことになる。そのことが真実ではないとしても、例えばロッテルダムのような大きな港では、判断を下す必要がない。しかし、本件では、船主が主張する一切の残余の条項を黙示することは不可能であるように思われる」⁽⁵⁷⁾。

本件判決は、黙示条項および傭船契約上の安全性の担保に関する法理の検討がなされているが、特殊な事実関係および傭船契約についての判決であるため、船主と傭船主双方においては重要性を有する一方で先例としての意義は必ずしも高いとはいえない。

③ Spencer v The Secretary of State for Defence 事件⁽⁵⁸⁾

本件は、別訴⁽⁵⁹⁾において、農地賃借権 (agricultural tenancy) は、書面により賃貸農地の追加変更がなされた場合には法的に自動的に放棄される旨の判決が下されたことを契機とするものである。

両当事者は農地の賃貸借関係にあり、賃借人の不動産賃借権が設定されている借地にわずか1エーカーを超える農地を加える覚書に署名した。両者は、

それが賃借権の放棄とその再譲与に影響していることは認識していなかった。覚書の記述では、賃借人が耕作している農地の賃料は年額 16,250 ポンド から 16,333 ポンドに増額され、賃料が 1986 年農業用土地保有法第 12 条の規定する改定対象の間はそのままとしていた。覚書は賃料改定について言及しておらず、覚書で変更される場合を除いて、賃借人の賃借権は同一条件で継続される旨規定していた。

賃料変更の合意は制定法上の賃料改定仲裁手続きにおいて成立したものの、賃借権放棄後の賃料額が問題となった。賃借人は賃料改定により減額されるものと期待していたが、仲裁人は逆に年額 27,700 ポンドと大幅に賃料を増額したため、賃借人は賃借権の放棄と再譲与が完成するまでの期間中の支払いを余儀なくされた。賃借人は、賃料改定は最初の土地保有とともに終了し、覚書により新たな賃料が定めらと主張した。

高等法院は、農地の賃貸借契約紛争において、不動産賃借権設定文書中で農地が追加されたことを原因として、賃借権の放棄または再付与という意図しない結果となった証書の解釈を行うことを要求され、契約条項を黙示することもしくは契約の解釈の場合、通常の観察者は当事者が実際に知識を有していなくても、その知識がすでに確立されておりかつ顕著な法原理に関する場合には、その知識を有しているものと措定することが許される旨判示した⁽⁶⁰⁾。

高等院判決は契約の黙示条項に関する法理についての重要な判決であり、Vos 裁判官は、以下のように契約条項の黙示のプロセスが客観的なものであるとする。

「解釈全体は、通常人が当該契約は何を意味すると考えるかを決定することに関することであり、当事者の主観的意思を決定することに関するものではない。それゆえ、Hoffman 卿が Belize Telecom 事件の同卿の見解のパラグラフ 16 において、客観的な意味が『伝統的に当事者の意思』であると説明していることは特に参考になる。『意思』という言葉の通常用法中の主観的要素が過去において多くの混乱を引き起こしてきたのかもしれないと敢えて申し上げたい。しかし今や解釈のプロセスは客観的であることは明白である。……裁判所が契約を解釈するのに当事者の主観的意思を参照することはできないであろうし、すべての事件が判決を下されるまでは、相争ってい

る当事者はそれぞれ主張している意味を主観的に『意図していた』と強弁するであろう」⁽⁶¹⁾。

Vos 裁判官は次のようにも述べている。

「契約条項の黙示を考える場合は、通常の観察者であれば当事者は実際には有していない知識があると考えることが許されるのであり、その知識が確立された周知の法原理である場合には尚更である。本件についてはこれ以上言及する必要はないが、契約条項の黙示を考察する場合とちょうど同じ様に契約の解釈を考察する場合にも、同じことが通常の観察者の知識にも当てはまるように思われる」⁽⁶²⁾。

Vos 裁判官は、Jackson v Dear 事件高等法院判決における Briggs 裁判官と同様に、必要性の意味内容を明らかにすることにより、Belize Telecom 事件と Mediteraeen Salvage 事件の間の対立そのものを重要視せず、「その結果は、当該契約が（契約条項の黙示を）することなしに理論的に機能したとしても、実際に『必要なのである』。なぜならば、合理的な観察者が判断しうる当事者の推定的意思を実効化することが必要であるからである」⁽⁶³⁾とする。もっとも、同裁判官は、Mediteraeen Salvage 事件に則して、「当該契約を機能させ、それにビジネス効率性を付与するために必要な契約条項の黙示である」⁽⁶⁴⁾と述べている。

控訴院は、覚書における賃料規定と賃料改定プロセス自体を区別し、覚書で明示されている継続規定は、進行中の賃料改定プロセスとその最終結果を維持するように機能する旨判示した⁽⁶⁵⁾。

控訴院は、賃借人側の控訴を棄却して高等法院の判決を支持したが、その根拠を当該証書そのものの解釈に求めたため、当事者がどの程度知っていたかという争点に触れることはなかった。

④ Crema v Cenkos Securities 事件⁽⁶⁶⁾

契約解釈を行う際に、一般的には慣習もしくは市場慣行に関する証拠は用いることができないとされているが、本件において高等法院の Aikens 裁判官はそれを認めるとともに、Belize Telecom 事件の原理を拡張し、一部口頭で一部書面による契約にも適用されるとした。

原告は被告の株式仲買会社に雇用されている投資金融業者であり、補助ブ

ローカーとして訴外 G 会社の投資家を募る仕事を行っていた。本件の争点となったのは、原告は、被告が訴外 G 会社から受領する代金とは無関係に、被告に手数料を請求することができるかである。

第一審の高等法院女王座部商事法廷は、この問題について二名の鑑定人の証言を聴取し、いずれの鑑定人も取引慣行もしくは慣習の存在を示唆しなかった。しかしながら、取引慣行もしくは慣習の要件である、通常の「周知で、確実でかつ相当な」基準は充足していないが、被告に有利な「市場慣行」が存在することを認め、それを証拠として許容した⁽⁶⁷⁾。

原告の控訴につき、控訴院は全員一致で控訴を認容した。控訴院は、被告の主張する契約条項、すなわち代金支払いがなされるまでは手数料支払い義務を負わない旨の契約条項は、本件事実関係の下では黙示されないとしたが、原審判決とは異なる理由を示した。

Aikens 裁判官が法廷意見を述べ、以下のように Belize Telecom 事件判決で示された法理を整理し、拡大している⁽⁶⁸⁾。

- (1) 裁判所は、解釈することを迫られている証書につき、それをより公平なものもしくは合理的なものとするために改善することはできず、それが意味するところを発見することのみに関与する。
- (2) 当該証書が意味するところは、「通常人」もしくは「通常の名宛人」と呼ばれる法的に擬人化された者に伝えるであろうと思われるものである。証書の客観的意味は、伝統的に「当事者」の意思、もしくは証書起草者と見なされる者の意思である。
- (3) 契約条項を黙示する問題が発生するのは、何らかの特定の(しばしば予見されない)出来事が発生した場合に、どうすべきかを明示的に規定していない場合に限定される。
- (4) 基本的な立場は、証書においては何ら黙示されることはないということである。
- (5) 「通常の名宛人」が、当該証書を何かそれ以上のものを意味すると理解するとすれば、それが証書の条項では明示的に扱われていない特定の出来事において明記していない特定の場合に発生した場合、裁判所は、当該出来事が発生した場合にはどうなるかに関する条項を黙示するとされている。

- (6) そのプロセスは当該証書に別の条項を付け加えようとするものではなく、それが意味するものを説明しようとするものである。

Aikens 裁判官は、Belize Telecom 事件において、書面による契約に黙示的条項が含まれるものと解釈されるべきか否かを判断する際には、裁判所は、両当事者がアクセス可能とされるのが合理的である一切の背景的知識を考慮しなければならないことを確認したのであり、そのことは一部口頭・一部書面による契約も同じであるとする。その帰結として、「通常の名宛人」の観点から両当事者が何を意図していたかを立証するため、裁判所は「市場慣行」に関して専門家の証言を審理する権限を有しているという⁽⁶⁹⁾。

また、Aikens 裁判官は、これまでも商事裁判所は書面による契約の適切な解釈を行う必要から事実に背景を十分に理解するために、「市場慣行」に関する証拠調べは行われているとする⁽⁷⁰⁾。

⑤ Stena Line Ltd v Merchant Navy Ratings Pension Fund Trustees Ltd 事件⁽⁷¹⁾

本件において、船員の職域年金基金の受託者が年金スキームの赤字を補填するため、既存のルールを廃止する一方、同基金の受託者が新たなスキームを提示したため、加盟している使用者全員の同意を得られない場合には、信託上判断する必要のあるルールの訂正権限は黙示的制約を伴って解釈されるべきであるかが問題となった。

原審の高等法院では Briggs 裁判官が否定的判決を下し⁽⁷²⁾、控訴院においても控訴は棄却された。

控訴院の Arden 裁判官は、解釈の一般原理は年金スキームに適用されるとし⁽⁷³⁾、Crema v Cenkos Securities 事件と並んで、Belize Telecom 事件において解釈と契約条項を黙示することに類似性があるとしたことを法発展の一つであると見なしている。その理由として、それは「契約書自体の文脈のみならず契約条項の領域において解釈原理が果たしている役割を強調することにより法の内部的な一貫性を促進する」ことを指摘している⁽⁷⁴⁾。

契約の解釈と契約条項の黙示とを類比することは有益でも、それを過度に強調することはできない。明示条項の解釈においては契約条項となっている言葉を確定するのはそれ程困難ではなく、裁判所の役割は言葉の意味、さら

には契約条項の意味を確定することであるが、黙示条項に関しては黙示されるべき条項の表現を明らかにすることが加わることになるからである⁽⁷⁵⁾。

⑥ SNCB Holding v UBS AG 事件⁽⁷⁶⁾

本件において高等法院は、契約条項の黙示を主張する当事者がどのようにその主張を展開すべきかについて有益な指針を提供している。

本件で問題となったのは、2001年に締結された、ベルギー国有鉄道の SNCB と UBS 銀行間における複雑な金融取引に関する契約に契約条項を黙示することの可否であった。同契約は、鉄道インフラの整備費用の融資を目的とするものであり、最終的に融資は訴外第三者会社に関係する一連の債券とリンクしていた。UBS 銀行が原告に行った融資は、以下のことを前提にしていた。すなわち、訴外第三者会社の内一社でも信用を欠くに至った場合には、「UBS 銀行の期限未到来の払い戻し義務は関係法人に関連する預金部分については消滅し、UBS 銀行は、支払いに代えて、SNCB に対して修正預金契約 (ADA) の条項に従って計算された増加金額と額面で等しい額の関連会社の債券を引き渡すことを義務づけられる」⁽⁷⁷⁾。

訴外第三者会社 Ambuc 保険会社の金融債務の不履行時に備えた担保勘定には同社の地方債が含まれていたため、UBS 銀行はそれを売却して現金化し、価値の低い同社保証の債券に代えた。

UBS 銀行の主張では、契約の元々の条項により適切な担保が提供できる場合には、債券を処分する権限を有しているとした。他方 SNCB は、黙示条項の存在により、UBS は自己の取引上の利益で行動することはできず、債券を自己の裁量により処理できないと主張した。

Cooke 裁判官は、本件の争点は契約書の解釈であり、内容の異なる複数の黙示条項が主張されることで黙示条項の議論は希薄化されることになるとし⁽⁷⁸⁾、SNCB が複数の黙示条項を提示することについては、それぞれの明文規定を再構成する理由が重要であるとする⁽⁷⁹⁾。

Cooke 裁判官は、黙示的契約条項の法理を検討して Belize Telecom 事件で示されたアプローチを採用すべきではあるとし、提示された条項を黙示する必要性が必要であると判示するとともに、判例法上裁判所は問題となっている証書を改善する権限は何ら有しておらず、それを公正もしくは合理的な

ものとするために条項を導入することもできないとした⁽⁸⁰⁾。

同裁判官は、黙示条項が問題となるのは、一定の契約紛争が発生した場合に備えた明示規定が存在しない場合であり⁽⁸¹⁾、契約条項の黙示は容易に裁判所の役割を超えてしまうので、それに対して法が厳格な制約を課していることは意味があり、冗長で注意深く起案されている契約書が黙している場合には契約条項の黙示は困難で、意図的に触れない場合はなおさらだとする⁽⁸²⁾。また同裁判官は、主要な判断基準は、提示されている黙示条項が当該契約が機能するのに必要であるかであるが、当事者がその条項を挿入するのが相当であろうということを意味するものではなく、全体的に考察して『当該契約が実際に意味していることである』と裁判所が納得することが必要であると⁽⁸³⁾。

複数の金融証券を解釈するにつき、Cooke 裁判官は、契約に条項が黙示されると主張する当事者に関連した争点に焦点を当てている。まず、当事者の主観的理解に関する証拠は、契約の解釈においても、契約条項の黙示に関連しても許容されることはないとする⁽⁸⁴⁾。次いで、当事者は、黙示条項を主張する際には注意を払う必要があるとする。本件では、主張されている黙示条項が機能するためには別の条項が黙示される必要があるのであり⁽⁸⁵⁾、SNCB は元々第二の黙示条項の主張に失敗している⁽⁸⁶⁾。SNCB は、提示されている黙示条項のいくつかの代替的かつ不統一な変形を主張したが、Cooke 裁判官の見解によれば、それ自体次のような考えとは相容れないものであった。すなわち、黙示条項は、「…… [関連する契約] の他の条項およびその背景に照らして読んだ場合、[関連する契約] のその他の条項と矛盾しない唯一無二の回答である条項のようなもの」⁽⁸⁷⁾でなければならないとする考えである。

Cooke 裁判官は、黙示条項の必要性の議論をおこなわず、それが認められる余地はない旨判示した。

SNBC は、当事者間の合意は一層合理的な解釈を必要とすると主張したが、慣習、慣行、もしくは取引経緯を議論しようとはしなかった。裁判所の認定では、UBS は債権を処分する権限を有しており、契約に規定された範囲において自らの商的利益を追求したとし、契約条項は解釈により確定可能であるとして、問題となっている権利義務を規定する契約書の明示規定に反映さ

れた当事者の客観的目的および合理的な期待を変更する SNBC の主張は認められなかった。

イギリスの裁判所は明確に規定された明示規定が存在する場合には敢えて黙示規定を読み込むことに慎重な姿勢を示す伝統を維持しているが、本件判決はこうした姿勢を再度強調することになった。

⑦ Wuhan Ocean Economic and Technical Cooperation Ltd v Schiffahrts-Gesellschaft 'Hansa Murcia' MbH & Co 事件⁽⁸⁸⁾

本件の事実関係は以下の通りである。

本件造船契約の添付書類第 4 号により、両当事者は、ハンサ・ムルシア号の引き渡しの遅延、および造船所は前受金返還義務保証⁽⁸⁹⁾の 2012 年 3 月 31 日までの延長に合意した。しかし、同添付書類において、前受金返還義務保証延長の締切り期限を定められていなかった。買主は、最初の保証期限が徒過する 2010 年 6 月 30 日の二日前、造船所が前受金返還義務保証延長を得ていなかったのは造船契約の重大な契約違反に当たると主張し、その翌日、仲裁手続きを開始した。造船所は同時に保証延長手続きを行い、仲裁手続の開始日、銀行による前受金返還義務保証は延長された。

本件における法的問題は、以下の通りである⁽⁹⁰⁾。

造船契約における売主が前受金返還義務保証の延長に合意した場合、

- (1) 既存の前受金返還義務保証が徒過する期日（本件では 2010 年 6 月 30 日）以前にそれを延長することは売主の義務であるか、
- (2) 売主が一切の状況に照らして相当な期間内に前受金返還義務保証の有効性を拡大しようとするのは契約条項として黙示されるか（無名条項に該当するが付随的条項ではない）、もしそうであるとすると、
- (3) 本件において 2010 年 6 月 30 日までに前受金返還義務保証が延長されなかったことは、黙示される契約義務違反に該当するか、もしそうであるとすると、
- (4) そうした契約違反が買い主から事実上契約全体の利益を奪うほど重大であり、そのことにより買主は、重大な契約違反もしくは無名条項の十分に重大な違反を理由として、契約を終了する権限を有することになるのか。

仲裁裁判所は、黙示的条項に関して、買主の担保を保護するため、造船所は「相当な期間」内に前受金返還義務保証を得るものとする条項を黙示する必要があるとし⁽⁹¹⁾、この「相当な期間」は、前受金返還義務保証の満了する二週間前に終了し、同年6月16日から売主は契約違反となるとした⁽⁹²⁾。同裁判所はまた、最初の前受金返還義務保証終了の一週間前までに、造船所が前受金返還義務保証を得なかったことは造船契約の根底に達する重要なものであり、重大な契約違反になる旨判示した⁽⁹³⁾。

控訴審の高等法院は以下の通り、造船所が前受金返還義務保証を延長しなかったことは造船契約の黙示条項違反であるが、そのことは直ちに重大な契約違反には該当するものではないとした。

高等法院のCooke裁判官は始めに、Belize Telecom事件判決でHoffman卿が示した黙示条項が認められる要件に関するClarke卿のコメント⁽⁹⁴⁾に従い、裁判所は相当であるという理由だけでは契約条項の黙示を認めることはなく、当該契約に意図された意味を付与するために必要である場合だけ契約条項の黙示を行うと述べる⁽⁹⁵⁾。同裁判官は黙示的条項に関する原審の判決を支持し、契約当事者間で履行期日が特定されない片務的義務を課した場合には、永続的もしくは不定期間のもと意図されとすることはできず、履行期間に制約が設けられる必要があるとし⁽⁹⁶⁾、造船所が相当な期間内に前受金返還義務保証を得ることは黙示条項になるとし、Belize Telecom事件判決を適用して、同保証が満了する前の14日は「相当な期間」であり、造船所はそれ以降義務違反となるとした⁽⁹⁷⁾。

しかしCooke裁判官は、前受金返還義務保証期限が徒過する一週間前に造船所が前受金返還義務保証の延長を得られない場合に、契約違反の継続が重大な契約違反となることには反対した。同裁判官は、本件の黙示条項は無名条項であり、契約違反があっても、買主から造船契約の実質的に全体的な利益を剥奪する程に重大ではないとする⁽⁹⁸⁾。なぜならば、前受金返還義務保証状の条項では、当事者の一方が仲裁手続きを開始すると同保証は解釈上自動的に延長されるとしており、買主が同保証期限の徒過により仲裁手続きを開始することにより最初の保証は自動的に延長されるので、売主が相当な期間内に保証の延長を行わなかったとしても買主の担保は危険にさらされないとする⁽⁹⁹⁾。

⑧ P&G v SCA 事件⁽¹⁰⁰⁾

売買価格の表示通貨と決済通貨が異なる場合には決済時の為替レートが適用されるのが一般原則であり、控訴院は本件において契約上これと別異の定めを行うには起案上細心の注意を払うことが要請され、契約書の末尾にポンドとユーロ両通貨の為替レートが記述されていても、それは契約期間中の固定的な為替レートにはならないとした。

家庭用品のメーカーである P&G は、SCA との間でペーパータオルの製造設備資産譲渡契約を締結し、SCA が契約書記載通りの為替レートで計算した金額を送金してきたため、P&G が支払時の為替レートにより不足分の金額を請求する訴えを提起した。

原審では、SCA の主張する契約の解釈、契約条項の黙示、および証書補正命令の三点、すなわち、(1)上記の記載は明示規定である、(2)その旨の条項が黙示される、もしくは(3)その旨の明示条項が挿入されるように契約書は補正されるべきについていずれも退けて P&G 勝訴とし、(2)に限定して控訴を認めた⁽¹⁰¹⁾。

控訴院は控訴棄却判決を下しており、Moore-Bick 裁判官は契約解釈と黙示条項との関係を取り上げ、次のように述べている。

「本官は以下のことに全面的に賛成である。すなわち、契約条項に二つの意味があるとするのが可能な(それゆえ、不明確である)場合には、裁判所は当該契約の全体的な目的もしくは取引感覚に良く合致するものを選ぶべきであるが、出発点は当事者が自らの意思を表明するために用いた文言でなければならない、本件のような念入りに起案された契約書においては、裁判所はより相当な意味であるものを生み出すために契約書を書き直す罫に陥らないよう注意を払わなければならない」⁽¹⁰²⁾とする。

契約の解釈の場合と同様に、黙示条項の認定が当事者の意思を通常人の判断基準に照らして客観的に行われることが認められるとしても、相当性だけを理由として黙示条項が認められることはなく、相当性の充足は当事者の意思の客観的評価を行う際に考慮すべき一要素に過ぎない。しかし、契約解釈の過程において裁判所が当該契約に取引上の意味を付与しようとする、当事者が使用している契約上の文言に代えて、裁判官が契約状況において相当

であるとするものに置き換えてしまう危険を排除できない⁽¹⁰³⁾。

⑨ Jackson v Dear 事件⁽¹⁰⁴⁾

控訴院は、高等法院判決⁽¹⁰⁵⁾において契約解釈と契約条項の黙示に関する判例法理を整理したものは本件に十分かつ便利であるとしながら、商事契約における黙示条項に関する本件事実の事実関係において株主間契約（SHA）上の契約条項を黙示した結論は誤りであるとし、同判決を破棄した⁽¹⁰⁶⁾。

被告（控訴人）はそれぞれ会社の株主兼取締役であり、株主間契約を締結して、各自の株主議決権を行使して原告（被控訴人）を取締役に任命することで、株主間契約と関連会社の定款との矛盾を解消することとした。同社の定款では、被告はすべての取締役を一方的に解任する権限を付与されており、この権限は株主間契約の明示規定では制限されていなかったため、被告はこの権限を行使して原告を解任したものである。これに対して原告は、株主間契約の特定履行を求めて訴えを提起した。

高等法院の Briggs 裁判官は黙示条項に関連した法理を次のように整理している。

〔iv〕 契約条項を黙示することは明示条項の解釈と同様に契約の意味を確定するプロセスの一部に過ぎない。黙示することの対象は、契約の文言が明示の規定を置いていない出来事である。

〔v〕 そのような場合、出発点は通常、明示規定の欠けているとその出来事に関連してどのようなことになるかについて何も合意がないのを意味するということである。しかし黙示条項はその合意が何を意味するかを明らかにするために必要となることがある。それは、契約書における他の条項と符合する唯一の意味が、関連する背景に照らして読み込むと、何かが起こるはずであるとされる場合である。

〔vi〕 必要性は（恐らくは法的に黙示される条項に関する場合を除外して）、依然として契約条項を黙示する条件ではあるが、取引上の効率性をもたらす必要性は、関連性を有する必要性の唯一のものではない。契約の明示条項は、両当事者が明示的義務を履行できるという意味において十二分に完全に機能しうるが、その結果は、通常人ならば当該契約が意味すると思われることと矛盾することになろう。そのような場合に、当該契約が現実の意味している

ものを明らかにするために黙示条項が必要である」⁽¹⁰⁷⁾。

Briggs 裁判官によると、Mediterranean Salvage 事件において Clarke 卿がビジネス効率性と必要性を分ける基準を適用したのは、同事件の想定上の事実関係に基づいてのことであり、こうした特定の必要性の類型は契約条項が黙示されるすべての場合に認められることを示唆するものではないとし⁽¹⁰⁸⁾、同裁判官は、黙示条項の必要性は正に「当該契約が現実に意味しているものを明らかにすることである」と判示している⁽¹⁰⁹⁾。

控訴院判決で法廷意見を述べた McCombe 裁判官は、何ら契約条項が黙示されていない場合には、その結果は、単に一人の通常人ではなく、「通常人であればだれでも」が当該契約の意味するところを理解することと矛盾するか否かについて問題としなければならないとし、「代替的な契約解釈の選択を可能にする取引上の常識については、一定状況の下における取引上の常識に関する意見はまた通常人の間でも異なることになる」のであり、本件において契約条項を黙示する余地はないとする⁽¹¹⁰⁾。また、「すべての通常人」が、契約の明文規定に黙示条項を付け加えることは「取引上の常識」から当然であるとするに賛同するかは疑問であるとした⁽¹¹¹⁾。

Lewison 裁判官は、McCombe 裁判官の示した理由に加えて以下の二点を加えている⁽¹¹²⁾。

第一に、本件で問題となっているのは株主間契約であり、当該条項は取締役として控訴人兩名に付託されている権限に影響を及ぼすものであり、英国の会社の株主は自由に議決権を行使することができ、取締役は制定法上の義務を負担しているので、株主間契約において当事者の取締役として行為する権限に制約を加える条項を黙示することは困難である。

第二に、株主間契約の存在もしくは当該条項のことを知らない社外取締役または取締役予定者が取締役に就任するかを判断する場合に、同社の定款を額面通り受け取り、取締役会で取締役の解任決議がなされる場合には取締役の権限は有効であることを前提として取締役を引き受ける権限を有している。

以上の理由から Lewison 裁判官は、株主間契約で主張されている条項を黙示することは認めないとした。

本件はイギリス法上の伝統的な契約解釈の考え方を反映するものであり、株主間契約と定款の関連条項が矛盾した場合には通常は定款が優先し、イギ

リスの裁判所は契約条項の黙示がなされない場合に発生する結果と通常人であれば株主間契約が意味するであろうことと矛盾することにならない限り契約条項を黙示することはないことを明らかにするものである。

⑩ McKillen v Misland (Cyprus) Investments Ltd 事件⁽¹¹³⁾

本件で株主間契約における新株引受権についての規定が争われ、控訴院は、契約条項が問題となっている場合には、それが不明確であり、当事者の一方に不利益な内容になっているとしても、契約条項の省略に起因した錯誤を是正するため黙示条項を認定することに裁判所は消極的であることを示す判決を下している。

契約書起案に伴う明確な錯誤を救済するために契約条項を黙示する基準は、Chartbrook Ltd v Persimmon Homes Ltd⁽¹¹⁴⁾において明らかにされている。すなわち、(1)文言の使用における明白な錯誤、および(2)当事者の意思への客観的判断基準の適用である。

Arden 裁判官は、Hoffman 卿のアプローチに基づき、契約条項の黙示の根底をなす基礎は契約書の解釈であるとし、次のように述べる。

「黙示条項の必要性を判断するプロセスが有する意味と効果は、特定の契約が解釈されることに対する当事者の合理的期待から分離された形で行われるものではない。その点で、コモン・ローはこの分野における契約法の主要原理の一つとしての当事者自治に固執しているのである」⁽¹¹⁵⁾。

Rimer 裁判官は契約書の解釈について次のように発言している。

「本官の見解では、言葉はそれが述べていることを意味する。第一に、言語の問題として、それらを別のものを意味すると読む余地はない。また、何が契約書の起案したものとうまくいかないと推測する基礎もない。恐らくそれは極めて手際の良い契約書の起案ではないかもしれないが、意図の解釈の途を辿ることで、(当事者の一方が)採用することを選択したスキームを改善することは裁判所の機能ではない」⁽¹¹⁶⁾。

Belize Telecom 事件以降に黙示条項の主張が認められるかを争点とする事件を概観すると、Belize Telecom 事件の Hoffman 卿の見解に対して一応に敬意を表してそれを判決の前提にしているが、Hoffman 卿の見解自体をどの様に理解するかは様々な意見がみられる。また、高等法院判決では契約

条項の黙示の主張を認めるものがあったとしても、控訴院においてはほぼ皆無であり、最終的に契約条項の黙示の主張が正面から認められた事件はない。このことから、Belize Telecom 事件で表明された Hoffman 卿の見解は契約条項の黙示においても契約解釈と並び裁判官の役割が拡大されるとの期待を覆すことを意味している。

四 M&S 事件

イギリス最高裁判所は、M&S 事件⁽¹¹⁷⁾において、事実に基づく黙示条項法理について Belize Telecom 事件で示された Hoffman 卿のテーゼを軌道修正することになった。M&S 事件では、賃借人は賃貸期間の四半期の途中で解約通知をすることにより、賃借人に対して配分された賃料を請求する権限が認められるかが争われ、最高裁判所は、賃借人の主張を退けるとともに、黙示条項が認められる判断基準についての新たな指針を示した。

最高裁は、商事契約において契約条項の黙示が認められる指針に関して、最高裁として初めて統一的な見解を示すことになったものであるが、Belize Telecom 事件における Hoffman 卿の黙示条項に関する発言について多数意見により最高裁としての一定の評価を下している。しかしながらその点に関しては少数意見が付されており、なお評価が確定的ではない状態であるとの印象を与えている。

M&S 事件の事実関係は以下の通りである。

M&S 事件の発端は、総合スーパー大手のマークス・アンド・スパンサー社 (M&S) が、以前に本社として使用していた不動産に関する 4 件の賃貸借契約を終了して解約オプションを主張したことにある。同契約上賃借人が賃料支払を条件とする解約条項に基づく主張をするためには、賃借人は解約日以後の期間の賃料を支払う場合でも、解約日以前に支払期日が到来している賃料全額を支払う義務があるとされていたが、解約オプションを主張した賃借人 M&S は、解約日以降の期間についての既払い賃料の払い戻しを受けることが認められるかが争点となった。

M&S は、2011 年 7 月 7 日に、2012 年 1 月 24 日 (解約日) で賃貸借契約を終了させるとの解約六ヶ月前の通知を行った。M&S は、解約条項を有効

とするために2011年12月25日に期日の到来する四半期の賃料309,172.25ポンド+付加価値税の全額を支払うとともに、さらに、解約オプション行使の条件となっていた解約割増金919,800ポンド+付加価値税の支払いを行い、当該賃貸借契約は解約日に終了した。

M&Sは賃貸人に対して、解約日から2012年3月24日までの期間について比例配分した支払い済み賃料、約110万ポンドの返還を請求し、本件賃貸借契約上ではM&Sに払い戻しを受ける権限を認める明示条項は不存在でも、それを請求するための黙示条項が認定されるべきだとして訴えを提起した。

高等法院はM&Sの請求を認めた⁽¹¹⁸⁾。

Morgan 裁判官は、解除条項が賃借人による一年分の賃料相当額支払ことを条件としているのは、解約日以降賃貸物件は空きとなるので賃貸人の賃料収入の欠損を補償することを両当事者が考えていたことを示していること、事実関係から賃貸人が解約日前に受領した四半期の賃料全額手元に止めておくべきであると両当事者は意図していなかったはずであるとする⁽¹¹⁹⁾。同裁判官は、賃料の返還が請求できるとする契約条項を黙示することができるとし、二つの根拠を示している⁽¹²⁰⁾。第一に、Belize Telecom 事件の Hoffman 卿の発言によると、提案されている黙示条項は当該賃貸借契約にビジネス効率性を付与するのに必要である。第二に、その条項は明白であり、言うまでもないものである。

賃貸人が控訴し、控訴院は全員一致で原判決を破棄して賃貸人の勝訴判決を下した⁽¹²¹⁾。

Arden 裁判官は、Jackson 裁判官 および Fulford 裁判官が同意する法廷意見において、原審判決が契約条項の黙示を認めたのに対して、当該賃貸借契約は全体的かつ当該状況に照らして読んだ場合、そのような黙示条項を含んでいると理解することは合理的ではないとした⁽¹²²⁾。同裁判官は、黙示条項を主張する当事者が立証しなければならないのは、当該条項が契約の一部でありえたではなく、それが契約の一部であるのが常であったことであり⁽¹²³⁾、黙示条項を欠いていてもある合意が機能を果たしうるとする事実は、黙示条項の不必要性の証拠にはならないとし、「両当事者の目的を達成するために契約中にそうした条項を含むことが必要な場合には、契約条項は黙示される」⁽¹²⁴⁾のであり、「当事者は特別期間の賃料支払いから発生する損

失はそれを被った者が負担することを前提にしていた、とするのが導き出すべき正しい推論である。したがって、払い戻し条項は黙示されない」⁽¹²⁵⁾とする。

Arden 裁判官が本件において黙示条項が認められない理由として次の通り説明する。

第一に、本件において賃料払い戻しの黙示条項が認められる基準の要件は満たされていない。黙示条項が認定される必要性の程度は契約類型によるのであり⁽¹²⁶⁾、本件賃貸借契約は詳細に起案された複雑なものであるが、賃料の払い戻しに関するすき間が残されており⁽¹²⁷⁾、本件における解約割増金は当事者の一方が契約締結により被る損失を補償する基準としての役割を果たしている⁽¹²⁸⁾。

第二に、両当事者は本件賃貸借契約締結前に本件争点が発生する可能性があることを知っていたのであり、当該賃貸借契約の署名前に、M&S は解除オプションを行使する際には四半期の賃料全額を支払わなければならない可能性があることは、両当事者にとって明白であったと思われる。当事者は解約条項が発効して契約が解約された場合にどうなるかの議論を行っており、事実、本件賃貸借契約では契約解約の他の結果について規定している。また、両当事者の意思が契約解約以降の賃料は配分されるとするものであったとすると、賃貸人が契約解約日以降の期間に関する賃料の払い戻しを要求できるとの明示規定を賃貸借契約に挿入することができたし、そうすべきであった⁽¹²⁹⁾。

Arden 裁判官は、本件契約の一切の状況から導き出される結論は、賃料の損失は控訴人が負担すべきものであるとする⁽¹³⁰⁾。

控訴院は、賃貸借契約上の明示規定のない場合には、契約解約日以降の期間の既払い賃料返還請求は認められないとする伝統的な見解にたつことを明らかにした。

最高裁判所は控訴院判決に対する上告を許可し⁽¹³¹⁾、全員一致で M&S の上告を棄却した⁽¹³²⁾。

多数意見において Neuberger 卿は、Sumption 卿および Hodge 卿の同意を得て、確立されている契約解釈の諸原理、すなわち、契約条項が黙示されるのは、言うまでもない程に明らかであるかもしくは当該契約にビジネス効

率性を付与するために必要である場合に限定されることを再確認した。

Neuberger 卿は、裁判所が商事契約中に契約条項を黙示するために満たさなければならない要件について、19 世紀、20 世紀初頭の判例に見られる古典的とされるものから説明し、その法理は Simon 卿により次のように要約されるとする。

「契約条項が黙示されるためには、以下の条件 (重複の可能性あり。) が満たされなければならない。(1)相当であり、かつ衡平でなければならない。(2) 契約にビジネス効率性を与えるものでなければならず、したがってそれがなくても契約が効力を生じる場合には、契約条項は黙示されない。(3)明白であり、『言うまでもない』ものでなければならない。(4)明白な表現が可能でなければならない。(5)契約の一切の明示規定に反するものであってはならない」⁽¹³³⁾。Neuberger 卿は続けて、当事者間で複雑な契約交渉がなされている場合には、契約条項を省略したのは熟慮の上であるので、裁判所の介入は抑止的であるべきとする Thomas 記録長官の見解に言及している⁽¹³⁴⁾。

Neuberger 卿は、こうした見解は明確で、一貫した、かつ筋の通った分析だとし、それらを諸原理として定式化することは危険を伴うとしながら、以下の 6 つのコメントを付している⁽¹³⁵⁾。

- (1) 契約条項を黙示するためには、契約締結時における「当事者の現実の意思の証明」は必要なく、問題とされるべきは、その立場の通常人であれば何を合意したかである。
- (2) 契約条項が単に公平に見えるという理由だけで、もしくはそれが提案なされていたならば当事者は合意したであろうと裁判所が考えるという理由で、詳細な商事契約に契約条項を黙示するべきではない。それらは、契約条項を黙示するための必要条件ではあるが十分条件ではない。
- (3) Simon 卿の第一準則である、契約条項の相当性と公平性の要件は、通常は何かのものを付け加えることはほとんどない。他の黙示条項の要件を満たす場合には、それは通常は定義上相当である。
- (4) Simon 卿の第二準則と第三準則のビジネス上の必要性和明白性とは、集積的というより双方のうち一方のみが満たされるべきもので代替的なものといえる。もっとも、これらの要件のうち一方だけが満たされることは実際にはまれである。

- (5) 「お節介な傍観者」の要件を参照して契約条項の黙示にアプローチする場合には、「その者から提示されるべき問題を定式化するには最大の注意を払って行うことが重要である」。
- (6) ビジネス効率性の必要性を判断するには価値判断が伴う。その基準は一種の「絶対的必要性」ではなく、その要件を定めるより有益な方法は、契約条項が黙示されることが認められるのは、その条項を欠くと契約が取引上もしくは実際上の一貫性を欠く場合に限定される。

Neuberger 卿は、黙示契約条項法理に関する一般理論に引き続いて、Belize Telecom 事件において Hoffman 卿の示したテーゼについて言及し、当該契約に関連する背景的知識をもつ通常人である読者ならば、当該黙示条項が契約内容となっていたと理解すると思われる場合に契約条項は黙示されるとする Hoffman 卿の考えは、以下の 2 条件の下で「完全に承認される」とする⁽¹³⁶⁾。

- (1) 通常人である読者は契約締結時に当該契約を読むものと見なされる。すなわち、条項が黙示されるか否かは契約締結時に判断される。
- (2) 通常人である読者であれば、当該契約条項は言うまでもない程に明白であるか、もしくはビジネス効率性に不可欠であると考えられる場合である。

Neuberger 卿は Belize Telecom 事件以降、法学研究者や法実務家を悩ませている問題を取り上げ、次のように述べている。

「契約条項が黙示されるために満たされない要件自体は希薄化されることはないことを強調する必要がある。その理由は、Belize Telecom 事件は法学者と裁判官により法を変更したものと解釈されていることは明白だからである。……シンガポール最高裁が、ある条項が契約に黙示されことになる状況を支配する法は Belize Telecom 事件以降も不変である旨判示したことは、私見では正しかった」⁽¹³⁷⁾。

Neuberger 卿は、Belize Telecom 事件判決における Hoffman 卿の提言、すなわち「契約条項の黙示の過程は解釈を行うことの一部である」については、契約条項の黙示と解釈は双方ともに契約の範囲と意味を決定することを含むが、Hoffman 卿の分析は、両者が別々のルールに支配される別個のプロセスであることを曖昧にするとした⁽¹³⁸⁾。

Neuberger 卿は契約の解釈と契約条項の黙示との関係について次のようにも述べている。

「場合によっては、契約条項を黙示する判断がなされたとしても明示条項の解釈を再考することが適切なこともあり得よう。しかし、明示条項の解釈は、契約条項を黙示するかを考察する前になされなければならない」⁽¹³⁹⁾。

結論として Neuberger 卿は、Belize Telecom 事件において Hoffman 卿が示した観察は「複数の解釈が可能であり……それらの解釈のあるものは法的には誤りである」とするとともに、採用すべき正しい方法は、「そうした観察は黙示条項の法に関する権威的指針として取り扱われるべきではなく、今後はある意味では傑出した議論の一つであると述べる」ことであるとする⁽¹⁴⁰⁾。このように Neuberger 卿は、Belize Telecom 事件自体、契約条項の黙示に関する伝統的な必要性の判断基準の軽視するものではないことを確認しているが、裁判所が最初に行うべきことは契約書上の文言の解釈であり、契約条項の黙示の判断はその後になされるべきであるとする。

Neuberger 卿は、ICS 事件以降約 20 年間近く契約解釈の領域において主導してきた Hoffman 卿の見解とは別異の考え方を採択することを明らかにしているともいえるのであり、最高裁がこうした見解を表明することの伏線は、Arnold 事件⁽¹⁴¹⁾において、契約中で用いられている言葉は重要であり、取引上の常識、背景、文脈、もしくはその他のものが、使用されている言葉の普通の意味を離れることを正当化することは例外的であると判示したことに現れている。

M&S 事件の最高裁判決により、契約条項を黙示する基準は契約にビジネス効率性を付与するのに必要であるかであることが明らかにされた。その基準自体、絶対的な必要性ではなく、黙示条項を欠く場合には当該契約が商業上もしくは実際上の統一性を欠くことになるか否かということになる。

Belize Telecom 事件における Hoffman 卿の示したテーゼの評価に関しては、それが黙示条項法理の緩和を意味するものとして理解されてはならないとする結論は M&S 事件の裁判官全員に共通ではあるが、Carnwath 卿が Hoffman 卿の立場を強く支持する独自の見解を示している。

Neuberger 卿 と Carnwath 卿は、契約解釈のアプローチと契約条項の黙示について Belize Telecom 事件で Hoffman 卿が示した見解に評価に関して、

両者の意見は対立している。多数意見とは異なる立場の Carnwath 卿は、Neuberger 卿が 19 世紀まで遡る判例に言及したのに対して、議論の出発点として Belize Telecom 事件から始めることで足りるとし、Belize Telecom 事件における Hoffman 卿の見解に位置づけについて、Carnwath 卿は同判決が枢密院司法委員会の裁判官全員一致によるものであり、権威的なものであることは否定できないとする⁽¹⁴²⁾。同裁判官は M&S 事件の当事者間においても、少なくとも解釈に関しては同判決の先例としての価値についての争いはなく、Belize Telecom 事件判決が契約条項の黙示に対する伝統的で、高度に制限的なアプローチを緩和するものと理解してはならないとする⁽¹⁴³⁾。

これに対して Neuberger 卿の示した多数意見は、Hoffman 卿の見解を黙示条項の権威的指針として扱うことを否定しているので⁽¹⁴⁴⁾、Belize Telecom 事件の先例的価値は否定されたことになる。

Carnwath 卿は、Neuberger 卿が明示条項の解釈は契約条項の黙示が認められるかの判断の前に行うべきだとしたことについては、Belize Telecom 事件で述べられたことに与するとしている⁽¹⁴⁵⁾。Carnwath 卿はまた、「ビジネス効率性」「お節な傍観者」の基準に関しても多数意見とは異なり、「裁判官が、提示されている黙示条項により当該契約の現実的意味が説明されなければならないとする中心的な考えを表明しようとするか、もしくはそうではないと考えた理由を説明しようとする様々な方法の集合体である」⁽¹⁴⁶⁾とする Hoffman 卿の見解を支持している⁽¹⁴⁷⁾。枢密院司法委員会は本来イギリスの裁判所階層秩序の中に位置づけられるものではなく、Belize Telecom 事件判決は法的拘束力を有しておらず、説得力が問題となるに過ぎないので、Carnwath 卿の見解は支持されるものではない。

最高裁の裁判官の間の契約解釈の手法について Hoffman 卿の志向した方向性に賛同する見解とそれとは異なる立場間の対立は M&S 事件で初めて表面化したものではなく、それ以前の Arnold 事件⁽¹⁴⁸⁾においてはより一層鮮明であり、契約解釈のあり方に対する現在の最高裁の見解を知るため、同事件の検討が必要となる。

Arnold 事件は、商事契約を解釈する際の一判断基準として「取引上の常識」が果たす役割について問題するものであり、最高裁は、Rainy Sky v Kookmin Bank⁽¹⁴⁹⁾における Clarke 卿の法廷意見により、契約条項の解釈に

二つの選択肢がある場合には、裁判所は取引上の常識に合った解釈を選択するかそれを拒否する権限を有すると判示している。

Arnold 事件で最高裁は Neuberger 卿の多数意見により、当事者の一方に過度に「著しい」結果をもたらすことが明らかである契約が締結されても、裁判所は契約文言がごく自然な意味である場合には介入することはない旨判示した。Carnwarth 卿は一人反対意見を述べており、契約から「取引上の非常識」が生じる場合には解釈を通じて道理にかなった結果を得る必要があるとする。

Arnold 事件で問題となったのは、1977 年と 1999 年に締結されたハウストレーラー用駐車場内の別荘 25 件の賃貸借契約上の手数料条項であり、契約ごとに主要な規定は多少相違している、4 件の賃貸借契約では手数料の改定は 3 年ごとから毎年とされている。上告人である賃借人の主張によれば、支払義務があるのは賃貸人が負担する費用の「適当な部分」であり、当該条項では固定的に一割増額が規定されているが、初年度は 90 ポンドまでが上限で、その後は毎年 10%増額される制限付きであるとする⁽¹⁵⁰⁾。被控訴人の賃借人は、初年度の支払額は 90 ポンドで次年度以降は 10%増額されると主張し、それによると、2015 年では 2,500 ポンド、2072 年には 550,000 ポンドになる⁽¹⁵¹⁾。

Neuberger 卿は、契約解釈の諸原則を以下のように手短かに整理している。すなわち、契約書の解釈に際して当事者意思を確定するために裁判所が参照すべきものとして、Hoffman 卿が Charterbrook Ltd v Persimon Homes Ltd において明らかにした基準、すなわち、「契約当事者に利用可能であったと思われる一切の背景的知識を有する通常人であれば、彼らは契約上の文言が何を意味するものとして用いていたのか」⁽¹⁵²⁾に言及するとともに、本件の争点となっている契約条項の評価に関連するものとして、以下の 6 つの要素を指摘する。

- 〔(1) 当該条項の自然で通常の意味、
- (2) 本件賃貸借契約におけるその他の関連条項、
- (3) 当該条項と本件賃貸借契約の全体的目的、
- (4) 契約書作成時、当事者が知るかもしくは前提にしていた事実および状況、

- (5) 取引上の常識、ただし、
- (6) すべての当事者意思にかかる主観的証拠は無視する」⁽¹⁵³⁾。

Neuberger 卿はさらに、本件において取引上の常識に関連性を有する以下の 7 つの解釈原理を強調することが重要であるとする⁽¹⁵⁴⁾。

- (1) 「取引上の常識」および四囲の状況は、極めて例外的な場合を除き、契約条項の文言の重要性を軽視するために持ち出されてはならない。
- (2) 契約条項の起案の不明瞭さが増大すると、裁判所はより容易くその自然な意味から離れることになるが、裁判所は、自然な意味から離れることを正当化するだけのために、起案上不適切なものを探すことをしてはならない。
- (3) 「取引上の常識」は契約締結時に判断され、遡及的に持ち出されるべきではなく、契約文言が当事者の一方にとって不都合であるかもしくは著しく不利益をもたらしても、自然言語から離れる理由にはならない。
- (4) 「取引上の常識」は契約解釈に際して考慮すべき重要な要素ではあるが、裁判所は著しく軽率であるという理由だけで当該条項の自然な意味を拒否することには慎重でなければならない。
- (5) 契約の解釈において考慮できる事実もしくは状況は、契約締結時に存在し、かつ両当事者が知っていたかもしくは利用可能であったとするのが合理的なものだけである。
- (6) 契約文言から判断して予期しない出来事であっても、両当事者が意図していたであろうことが明らかである場合には、裁判所はその意思に効果を与えることになる。
- (7) 利用料条項を制限的に解釈しなければならない特別な解釈法則は存在していない。

Neuberger 卿は、本件契約条項に以上の解釈原理を適用し、用いられている文言の自然な意味は明白であり、前半部分は年額の使用料が課せられることを説明し、後半部分はその積算方法を説明しているとし⁽¹⁵⁵⁾、25 件の賃貸借契約で用いられている文言に著しい不都合は存在しないとす⁽¹⁵⁶⁾。また、賃貸人の主張を認めると利用料は高額となるとの議論については、本件条項の自然な意味から離れることになるので支持しないとす⁽¹⁵⁷⁾。さらに同卿は、1970 年代中とほぼ 1980 年代を通じて毎年のインフレ率は年間 1 割以上であり、同条項は当事者双方にインフレに関する賭けでもあったとす

る⁽¹⁵⁸⁾。

Neuberger 卿は上告棄却の結論に達しているが、Carnwath 卿が反対意見で述べている結論については、「常識という言葉では遥かに満足できる結果である」⁽¹⁵⁹⁾とするとともに、Carnwath 卿が指摘している不相当な使用料から賃借人を保護する制定法上の規定は固定額の使用料に関するもので本件には適用されないが、適用すべきかについては政策的課題であるとした⁽¹⁶⁰⁾。

Carnwath 卿は、契約解釈において取引上の常識が果たす役割に関して多数意見とは鋭く対立する見解を示して、契約条項の意味が取引上の非常識を生じる場合、裁判所は解釈のプロセスにおいて賢明な結果をもたらすようにしなければならないとする⁽¹⁶¹⁾。同卿は、本件における使用料条項は不明確であり、前半と後半とでは相反する要素を含んでいるとし⁽¹⁶²⁾、後半部分の意味として現実的に可能性があるのは二つのもの、すなわち前半に規定する適当な使用料に該当するかの判断基準を補充する固定額、もしくは適当な使用料算定の上限のいずれかに限定されとする⁽¹⁶³⁾。Carnwath 卿は、賃貸人の解釈は取引上あり得ない結果が導き出されるのであり、それを採用できるのは最も鮮明な表現の場合に限定されるとし、上告を認容している⁽¹⁶⁴⁾。

Hoffman 卿は、Belize Telecom 事件において文脈的な契約解釈の範囲を拡大し、契約条項の黙示を必要とするかを判断する出発点を提供するの解釈であるとし、厳格な客観主義を犠牲にして契約解釈に主観的な要素を取り込むことになると見なされている。このため、文言解釈に共感を覚える裁判官からは文脈的契約解釈自体が歓迎されないことになる。文脈主義自体には契約解釈と法理論上のものが併存しており、イギリスの裁判所は契約解釈の対象を契約書中の記載に限定しているため、文脈的な契約解釈により、裁判所は法理論上の緊張状況を引き起こさずに、個々の契約状況を捕捉し反映することが可能となる⁽¹⁶⁵⁾。Neuberger 卿の考え方そのものも、Hoffman 卿の引いた文脈的な契約解釈の路線を踏襲するものであることは間違いのないところであり、それに若干の軌道修正を施していると評価することが許されよう。

五 むすびに代えて

イギリス法の契約解釈領域において過去 20 年近く Hoffman 卿の発言は圧

倒的な影響力を及ぼしてきている。Hoffman 卿は、ICS 事件判決において契約解釈の範囲を文言だけでなく契約締結の背景、さらには取引上の相当な結果は何かにまで拡大し、Belize Telecom 事件判決では黙示条項の問題を解釈領域に取り込み、黙示条項が認められるための判断基準は、証書を関連する背景に照らして読んだ場合に意味すると理解されるのが相当であるとされることが規定上において明快に述べられているかであるとした。

Neuberger 卿率いる最高裁判所は、Arnold 事件で新たな契約解釈の諸原則を提言し、M&S 事件では契約解釈と事実に基づく契約条項の黙示がそれぞれ独立したプロセス上のものであることを明らかにしており、いずれも Hoffman 卿の提示した考え方に修正を施して、Hoffman 卿の見解に対峙して契約解釈についての新たな方途を模索しているものと思われる。

契約解釈の柔軟化は一般的に、当事者が独占している契約規範の定立権限について、解釈の参照領域を拡大することで裁判所の介入の余地を広く認めることを意味する。黙示条項の認定についてこの考えを敷衍すると、黙示条項が認められる可能性は高まることになりそうである。しかし、契約書の明文規定に第一義的意義を認めるイギリス法の伝統的契約観によれば、明示規定を欠く場合に契約条項の黙示が認められることは特別な場合に限定されなければならないことは明らかである。イギリス法が契約解釈と事実に基づく黙示条項法理との関係についても今後どのような展開していくかを注視していきたい⁽¹⁶⁶⁾。

【注】

- (1) PS Davis, 'The Meaning of Commercial Contract' in PS Davis and J Pila (eds) "The Jurisprudence of Lord Hoffman (Hart Pub., 2015). Rix 卿は、この点に関して次のように説明している。契約解釈において、大陸法では当事者の現実的意思を引き出すため、裁判官はすべてのものを自由に見ることができるが、イギリス法における意思は合意から客観的に導き出され、契約上の紛争が発生すると、客観的意思の問題は希望的観測のなかに埋没することになる。他方、イギリス法は訴訟費用の増大を厭わずに、

大陸法に比べて文書の開示や反対尋問を遙かに積極的に推奨している。契約解釈に関しては、こうしたアプローチの組み合わせには皮肉が込められている。Procter & Gamble v Svenska Cellulosa Aktiebolaget SA [2012] EWCA Civ 1413, [38] (per Lord Justice Rix).

- 〈2〉 Investors Compensation Scheme Ltd v West Bromwich Building Society [1998] 1 All ER 98.
- 〈3〉 山口裕博「イギリス契約法における契約解釈の柔軟化」桐蔭論叢 21 号 63 頁 (2009 年)。
- 〈4〉 契約条項が黙示される場合も類型化され、契約条項の解釈と類似しているのが事実に基づく契約条項の黙示であり、そこでは明示条項については事実に基づく黙示を議論する余地はないとされている。これに異論を唱えるものに、M Furmston, 'Universal Terms in Contract' in L Gullifer and S Vogenaver (eds) "English and European Perspectives on Contract and Commercial Law: Essays in Honour of Hugh Beale" pp.154-55 (Hart Pub., 2014).
- 〈5〉 AG of Belize and others v Belize Telecom and another [2009] UKPC 10; [2009] Bus LR 1316; [2009] 1 WLR 1988 (18 March 2009).
- 〈6〉 Investors Compensation Scheme Ltd v West Bromwich Building Society [1998] 1 WLR 896, 912-13. なお、ICS 事件については、小松昭人「イギリス法における契約書解釈原理の「根本的変更」—Investors Compensation Scheme Ltd. (ICS) 事件貴族院判決と Hoffman 卿の 5 原則の意義—」神戸学院法学第 42 巻第 3・4 号 227 頁 (2013 年) 参照。
- 〈7〉 [2009] UKPC 10, [16].
- 〈8〉 「お節介な傍観者」は、裁判所が契約条項の黙示が認められるかの判断基準となるもので、当該条項を挿入することを「お節介な傍観者」が提案した場合に、両当事者はどのように言うかとの質問に対して、「当然です」との返事があった場合に当該条項の黙示を提案することになる。Shirlaw v Southern Foundries (1926) Ltd [1939] 2 KB 206 (per Mackinnon L.J.).
- 〈9〉 John McCaughran, "Implied Terms: The Journey of the Man on the Clapham Omnibus" (2011) 70 Cambridge L.J. 607. なお、Charterbrook Ltd v Persimon Homes Ltd [2009] 1 A.C.1101 において貴族院の Hoffman

- 卿は、契約の客観的解釈のプローチを文書補正命令 (rectification) の事件に拡大しているが、同事件については前掲注 (3) 山口論文 67-69 頁参照。
- 〈10〉 イギリス法における黙示条項法理についての全体的研究および比較的研究を行うものには以下の文献がある。W Grobedeker, "Implied Terms und True und Glauben" (Dunker & Humblot, 1999), N Kornt, "Contract Interpretation and Gap Filing: Comparative and Theoretical Perspectives" chapter 5 (Intersentia, 2006), R Austen-Baker, "Implied Terms in English Contract Law" (Edward Elgar, 2011).
- 〈11〉 イギリス雇用契約法における黙示条項についてはこれまでも検討がなされている。唐津博「イギリス雇用契約における労働者の義務—雇用契約における implied terms とコモン・ロー上の労働者の義務—」同志社法学 33 卷 4 号 102 頁 (1981 年)、有田謙司「イギリスにおける黙示条項と雇用契約観—ジョンストン事件控訴院判決を中心として—」九大法学 64 号 94 頁 (1992 年)、内藤恵「労働契約における労働者の誠実義務—イギリス雇用契約上の implied terms の議論を中心として—」慶応大学法学研究 76 卷 11 号 1 頁 (2003 年)、龔 敏「イギリス雇用契約における implied terms」の新動向に関する一考察——黙示的相互信頼条項という implied terms を中心に—」九大法学 88 号 51 頁 (2004 年)。
- 〈12〉 法的に黙示されるものと事実上黙示されるものとに区別するのが一般的であるが、Styne 卿の分類、すなわち、標準的黙示条項、一般的債務不履行の黙示条項、および特別なすき間を満たす黙示条項 (Equitable Life v Hyman [2002] AC 408, 458-59 per Lord Steyn) の三つに分類する方が良いとする意見もある。J Morgan "Contract Law" 2nd ed. at 113 (Palgrave, 2015).
- 〈13〉 (1889) 14P.D.64; [1886-90] All. E.R.Rep. 530 (C.A.). 同判決については、R Austen-Baker 'Implied Terms in English Contract Law: The Long Voyage of The Moorcock' 38 C.L.W.R. 38 (2009).
- 〈14〉 黙示条項として認められるものは、相当かつ公平であること、当該契約に取引上の効率を与えるのに不可欠であること、言うまでもないこと、明白であること、明確な表現が可能であること、当該契約の他の明示条項と矛盾しないことなどである。BP Refinery (Westernport) Pty Ltd v Shire

- of Hastings (1977) 180 CLR 266, 282–83.
- 〈15〉 Kain, ‘The Implication of Contractual Terms in the New Millennium’, (2011) 51 Can. Bus. L.J. 170, 171.
- 〈16〉 Investors Compensation Scheme Ltd v West Bromwich Building Society [1998] 1WLR 896, 912–13.
- 〈17〉 [2009] UKPC 10, [16].
- 〈18〉 Ibid., [17].
- 〈19〉 Ibid., [18].
- 〈20〉 Ibid., [21].
- 〈21〉 BP Refinery (Westernport) Pty Ltd v Hastings Shire Council (1977) 180 CLR 266, 282–83.
- 〈22〉 [2009] UKPC 10, [26]–[27].
- 〈23〉 Ibid., [28].
- 〈24〉 Ibid., [30].
- 〈25〉 Ibid., [32].
- 〈26〉 Ibid., [25].
- 〈27〉 Ibid., [22].
- 〈28〉 Ibid., [23]. なお、引用文中の [] 内の文言は筆者挿入。
- 〈29〉 Ibid., [24].
- 〈30〉 Ibid., [25].
- 〈31〉 Ibid., [26].
- 〈32〉 [2010] EWCA Civ 1444.
- 〈33〉 Mediterranean Salvage & Towage Ltd v. Seamar Trading & Commerce Inc (The Reborn) [2009] EWCA Civ 531.
- 〈34〉 Ibid., [10].
- 〈35〉 Ibid., [15].
- 〈36〉 批判的見解として、PS Davis, ‘Recent Developments in the Law of Implied Terms’ [2010] LMCLQ 140, 144; PS Davis, ‘Construing Commercial Contracts: No Need for Violence’ in M Freeman and F Smith (eds), “Law and Language: Current Legal Issues” vol.15, 434, 442 (Oxford Univ.Pr., 2013). 好意的見解としては、R Hooley, ‘Implied Terms after Belize Tele-

- com' 73 C.L.J. 315 (2014); D McLauchlan, 'Construction and Implication: In Defence of Belize Telecom' (2014) LMCLQ 203.
- 〈37〉 ニュージーランドは Belize Telecom 事件のアプローチに全面的に賛成しているが、シンガポール最高裁はそれを拒否し、オーストラリアの裁判所でも批判的見解を示す判決が下されている。D McLauchlan, *supra* note 〈36〉 221-37; A Phang 'The Challenge of Principled Gap-Filling: A Study of Implied Terms in a Comparative Context', [2014] J.B.L. 263, 277-86.
- 〈38〉 [2009] EWHC 2602 (QB).
- 〈39〉 *Ibid.*, [4].
- 〈40〉 [2009] UKPC 10, [25] (per Lord Hoffman).
- 〈41〉 *Ibid.*, [43].
- 〈42〉 *Ibid.*, [50]-[51].
- 〈43〉 *Ibid.*, [64].
- 〈44〉 [2009] EWCA Civ 531; [2009] 2 Lloyd's Rep 639; [2010] 1 All E.R. (Comm) 1.
- 〈45〉 [1995] EMLR 472, 1995, CA.
- 〈46〉 本件の詳細な研究として、C Ward, 'Unsafe berths and Implied terms reborn' [2010] L.M.C.L.Q. 489.
- 〈47〉 [2008] EWHC 1875, [25]-[27].
- 〈48〉 [2009] EWCA Civ 531, [15]-[18].
- 〈49〉 *Ibid.*, [30].
- 〈50〉 *Ibid.*, [15].
- 〈51〉 *Ibid.*, [18].
- 〈52〉 [1995] EMLR 472.
- 〈53〉 [2009] EWCA Civ 531, [17].
- 〈54〉 *Ibid.*, [18].
- 〈55〉 *Ibid.*, [42].
- 〈56〉 *Ibid.*, [15].
- 〈57〉 *Ibid.*, [62].
- 〈58〉 *Spencer v The Secretary of State for Defence* [2012] EWHC 120 (CH); [2012] 2 All E.R. (Comm) 480; [2012] L. & T.R. 21.

- 〈59〉 Secretary of State for Defence v Spencer [2003] 1 WLR 2701.
- 〈60〉 [2012] EWHC 120 (Ch).
- 〈61〉 Ibid., [62].
- 〈62〉 Ibid., [74].
- 〈63〉 Ibid., [91].
- 〈64〉 Ibid.
- 〈65〉 Secretary of State for Defence v Spencer [2012] EWCA Civ 1368.
- 〈66〉 Thomas Crema v. Cenkos Securities plc [2010] EWCA Civ 1444; [2011] 1W.L.R. 2066; [2011] Bus.L.R.943; [2011] 2 All E.R. (Comm) 676.
- 〈67〉 Thomas Crema v. Cenkos Securities plc [2010] EWHC 461 (Comm), [62]-[63].
- 〈68〉 [2010] EWCA Civ 1444, [38].
- 〈69〉 Ibid., [42].
- 〈70〉 Ibid., [43].
- 〈71〉 Stena Line Ltd v Merchant Navy Ratings Pesion Fund Trustees Ltd [2011] EWCA Civ 543; [2011] All ER (D) ; [2011] Pens L.R.223.
- 〈72〉 [2010] EWHC 1805 (Ch).
- 〈73〉 [2011] EWCA Civ 543, [29].
- 〈74〉 Ibid., [36].
- 〈75〉 Ewan McKendrick, “Contract Law,Text, Cases, and Materials”, 6th ed. (Oxford Univ. Pr., 2014), at 349.
- 〈76〉 SNBC Holding v UBS AG [2012] EWHC 2044 (Comm).
- 〈77〉 Ibid., [2].
- 〈78〉 Ibid., [8].
- 〈79〉 Ibid., [9].
- 〈80〉 Ibid., [59].
- 〈81〉 Ibid., [60].
- 〈82〉 Ibid., [64].
- 〈83〉 Ibid., [65].
- 〈84〉 Ibid., [125].
- 〈85〉 Ibid.

- 〈86〉 Ibid., [105] 参照。
- 〈87〉 Ibid., [106].
- 〈88〉 Wuhan Ocean Economic & Technical Cooperation Co Ltd and Another v Schiffahrts-Gesellschaft "Hansa Murcia" mbH & Co KG [2012] EWHC 3104 (Comm); [2012] All ER (D) 60.
- 〈89〉 前受金返還義務保証は、造船所の取引銀行等による前受金返還義務を保証する保証状による。加藤伸樹「シップファイナンスに関する法的諸問題」学習院法務研究第 2 号 (2010 年) 143 頁参照。
- 〈90〉 [2012] EWHC 3104 (Comm), [5].
- 〈91〉 Ibid., [6].
- 〈92〉 Ibid., [7].
- 〈93〉 Ibid., [8]-[9].
- 〈94〉 The Reborn [2009] 2 Lloyd's Rep 639, [15].
- 〈95〉 [2012] EWHC 3104 (Comm), [19].
- 〈96〉 Ibid., [24].
- 〈97〉 Ibid., [31].
- 〈98〉 Ibid., [35].
- 〈99〉 Ibid., [45]-[46].
- 〈100〉 Procter & Gamble v Svenska Cellulosa Aktiebolaget SA [2012] EWCA Civ 1413.
- 〈101〉 Ibid., [11].
- 〈102〉 Ibid., [22].
- 〈103〉 同様の指摘は、控訴院の裁判官が別の事件でも行っている。Dear v Jackson [2013] EWCA Civ 89, [41] (per McCombe L.J.).
- 〈104〉 Dear and anr [2012] EWHC 2060 (Ch), Dear v Jackson [2013] EWCA Civ 89.
- 〈105〉 [2012] EWHC 2060 (Ch).
- 〈106〉 Dear v Jackson [2013] EWCA Civ 89.
- 〈107〉 Jackson v Dear and anr [2012] EWHC 2060 (Ch), [40].
- 〈108〉 Ibid., [42].
- 〈109〉 Ibid., [46].

- 〈110〉 [2013] EWCA Civ 89, [22].
- 〈111〉 Ibid., [23].
- 〈112〉 Ibid., [43].
- 〈113〉 McKillen v (Misland (Cyprus) Investments Ltd & Ors [2013] EWHC Civ 781.
- 〈114〉 [2009] UKHL 38.
- 〈115〉 [2013] EWHC Civ 781, [84].
- 〈116〉 Ibid., [161].
- 〈117〉 Marks and Spencer v BNP Paribas [2015] UKSC 72.
- 〈118〉 [2013] EWHC 1279 (Ch).
- 〈119〉 Ibid., [35].
- 〈120〉 Ibid., [37].
- 〈121〉 Marks and Spencer plc v BNP Paribas Securities Services Trust Company (Jersey) Ltd and another [2014] EWCA Civ 603.
- 〈122〉 Ibid., [2].
- 〈123〉 Ibid., [24].
- 〈124〉 Ibid., [28].
- 〈125〉 Ibid., [43].
- 〈126〉 Ibid., [27].
- 〈127〉 Ibid., [29].
- 〈128〉 Ibid., [30].
- 〈129〉 Ibid., [35].
- 〈130〉 Ibid., [43].
- 〈131〉 イングランドおよびウェールズの最高裁判所が受理する事件は「受理時に最高裁判所で審理されるべき一般的公的重要性を有する法的論点を提起するもので、その問題がすでに判決の対象となっているか、およびすでに上訴されて審理されている可能性があるかが考慮される」(The Supreme Court Practice direction 3 3.3.3) としている。M&S 事件のような賃料の払戻条項の問題は事実関係と密接な関係にあるので、解釈だけが争点の事件に上告が認められる可能性は低かったものと考えられる。このため、最高裁が M&S 事件に上告を許可したのは、契約法上賃料払戻が認められる

条件もしくは黙示条項を認める判断基準を精査する必要があったものと推測される。

〈132〉 [2015] UKSC 72.

〈133〉 BP Refinery (Westernport) Pty Ltd v Hastings Shire Council (1977) 52 ALJR 20, 26.

〈134〉 [2015] UKSC 72, [19].

〈135〉 Ibid., [21].

〈136〉 Ibid., [23].

〈137〉 Ibid., [24].

〈138〉 Ibid., [25]-[26].

〈139〉 Ibid., [28].

〈140〉 Ibid., [31].

〈141〉 Arnold v Britton [2015] UKSC 36.

〈142〉 [2015] UKSC 72, [58].

〈143〉 Ibid., [66].

〈144〉 Ibid., [31].

〈145〉 Ibid., [68]-[69].

〈146〉 [2009] UKPC 10, [27].

〈147〉 [2015] UKSC 72, [73].

〈148〉 [2015] UKSC 36.

〈149〉 [2011] UKSC 50.

〈150〉 [2015] UKSC 36, [31].

〈151〉 Ibid., [30].

〈152〉 Ibid., [14].

〈153〉 Ibid., [15].

〈154〉 Ibid., [16]-[23].

〈155〉 Ibid., [24]-[25].

〈156〉 Ibid., [34].

〈157〉 Ibid., [32].

〈158〉 Ibid., [35]-[36].

〈159〉 Ibid., [62].

- 〈160〉 Ibid., [65].
- 〈161〉 Ibid., [123].
- 〈162〉 Ibid., [125].
- 〈163〉 Ibid., [128].
- 〈164〉 Ibid., [158]-[159].
- 〈165〉 C Mitchell, 'Interpreting Commercial Contracts: The Policing Role of Context in English Law', in L A Dimatteo and M Hogg (eds) "Comparative Contract Law: British and American Perspectives" 231-32, 247 (Oxford Univ. Pr., 2016). なお、アメリカ法の契約解釈におけるテキスト主義対文脈主義の対立については、R E Scott, 'The Promise and Relational Contract Theory' in J Braucher, J Kidwell and W C Whitford (eds) "Revisiting the Contracts Scholarship of Stewart Macaulay: On the Empirical and Lyrical" 105, 119-21 (Hart Pub., 2013).
- 〈166〉 Hugh Beale 教授の指摘するところでは、Hoffman 卿の見解に代表される契約上の文脈に敏感な関係理論的アプローチは、調査の必要性や不確実性の増大、さらには当事者が独自の計画を立てるインセンティブが低下するというコストを伴うので、商事契約に適用される明確な法準則が存在する場合には、裁判所が契約条項を黙示することを一層柔軟に行うかは疑問であるとする。Hugh Beale, 'Relational Values in English Contract' in D Campbell, L Mulcahy and S Wheeler (eds) "Changing Concepts of Contract: Essays in Honour of Ian Macneil" 116, 135-36 (Palgrave, 2013).

(やまぐち・やすひろ 桐蔭横浜大学法学部教授)